

日本機械学会ホームページリンクガイドライン

2008年12月16日 広報・情報部会制定
2011年12月14日 広報理事会変更

本ガイドラインは、倫理規定に則り、会員に不利益が生じないように本会ホームページからのリンクを取り決めるものである。

1. 本会トップページ以下の全てのページ（本会以外のサーバで運用されているページも含む。）から直接リンクするページは次のものに限る。
 - (1) 本会所属組織（支部・部門等）のホームページ
 - (2) 関連学協会の公式ホームページ
 - (3) 関連学協会が主催または共催，後援，協賛するイベントで会員の学術活動に資すると判断できるイベントの独立ホームページ
 - (4) その他，本会会員の学術活動に資すると思われるホームページ
2. 前条(4)については、本会以外の外部サーバにリンクする場合は、その旨を明示する。
3. 次のいずれかに該当するものは、リンクすることができない。
 - (1) 「日本機械学会誌，日本機械学会ホームページ等の広告掲載・登載基準」に規定されている内容に抵触するもの
 - (2) ブログ，掲示板などの不特定多数が書き込むサイトの内，本会の活動に支障をきたすもの
4. 広報理事会が不適切と認めた場合は、リンクの解除を申し出ることがある。
5. 本ガイドラインの改定については、必要に応じて広報理事が行う。